

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

平成29年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）

58,741千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

319,675千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他	うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）	
社会福祉	老人福祉	70,839	0	9,170	61,669	52,741
	障害者福祉	248,836	106,863	64,435	77,538	6,000
合 計		<b>319,675</b>	106,863	73,605	139,207	<b>58,741</b>